

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）及び介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 397 号）の公布による。

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

立川市介護保険条例（平成12年立川市条例第17号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>第6条 市は、介護に関する施策として、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 法に基づく事業 ア及びイ ……略……</p> <p>立 法第115条の45第1項各号に掲げる地域支援事業（以下「介護 予防・日常生活支援総合事業」という。）</p>	<p>第6条 市は、介護に関する施策として、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 法に基づく事業 ア及びイ ……略……</p> <p>立 法第115条の45第1項各号に掲げる地域支援事業</p> <p>(7) 被保険者（法第9条第1号に掲げる第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）に限る。）の要介護状態等となることとの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）</p> <p>(1) 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、(7)に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業</p> <p>(7) 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業</p> <p>(エ) 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業 その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業</p>

(カ) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

エ 法第115条の45第3項各号に掲げる地域支援事業

オ (7) 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
 (イ) 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
 (ウ) その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

カ 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターにおいて実施されるウの(イ)から(オ)までに掲げる事業その他厚生労働省令で定める事業 ……略

(2) 2 市長は、前項第1号ウ及びエに規定する地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。 ……略

3 (保険料) ……略
 第8条 ……略

2 前項に規定する保険料率は、平成24年度から平成26年度までの各年度においては、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

エ 法第115条の45第2項各号に掲げる地域支援事業

オ 法第115条の45第3項各号に掲げる地域支援事業

カ 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターにおいて実施される法第115条の45第1項第1号ニ及び同条第2項各号に掲げる事業その他厚生労働省令で定める事業 ……略

(2) 2 市長は、前項第1号ウからオまでに規定する地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。 ……略

3 (保険料) ……略
 第8条 ……略

2 前項に規定する保険料率は、平成27年度から平成29年度までの各年度においては、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

<p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>25,034円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>25,034円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>39,339円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,604円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>66,756円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が<u>1,250,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第7号イ</u>、<u>第8号イ</u>、<u>第9号イ</u>又は<u>第10号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>74,505円</u></p> <p>ア ……略……</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第8号イ</u>、<u>第9号イ</u>又は<u>第10号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>89,406円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>4,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号</p>	<p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,164円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,336円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,570円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58,565円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,560円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>81,144円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が<u>1,200,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第8号イ</u>、<u>第9号イ</u>、<u>第10号イ</u>、<u>第11号イ</u>、<u>第12号イ</u>又は<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>90,317円</u></p> <p>ア ……略……</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第9号イ</u>、<u>第10号イ</u>、<u>第11号イ</u>、<u>第12号イ</u>又は<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>105,840円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,900,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号</p>
--	--

の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 114,308 円

- ア 合計所得金額が 4,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 132,653 円

- ア 合計所得金額が 6,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 152,410 円

- ア 合計所得金額が 8,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 104,307 円

- ア 合計所得金額が 6,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 119,208 円

- ア 合計所得金額が 8,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 126,360 円

- ア 合計所得金額が 10,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 162,288 円

ア 合計所得金額が 10,000,000 円未満である者であり、かつ、前各

号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 172,872 円

ア 合計所得金額が 20,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 183,456 円

3 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,636 円とする。

4 前 2 項に規定する保険料率により算定された当該年度の保険料の額に、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 市長は、保険料の額を決定したときは、速やかに当該保険料の納付義務者（以下「納付義務者」という。）に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（賦課期日後に第 1 号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第 1 3 条 賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を取得した場合における当該第 1 号被保険者に係る保険料の額の算定は、第 1 号被保険者の資

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 134,109 円

3 前項各号に掲げる保険料率により算定された当該年度の保険料の額に、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 市長は、保険料の額を決定したときは、速やかに当該保険料の納付義務者（以下「納付義務者」という。）に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（賦課期日後に第 1 号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第 1 3 条 賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を取得した場合における当該第 1 号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を

<p>格を取得した日の属する月から月割をもって行う。</p> <p>2 賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。</p> <p>3 賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）<u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号又は第9号に規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。</p> <p>4 第8条第4項及び第5項の規定は、前3項に規定する保険料について準用する。</p>	<p>取得した日の属する月から月割をもって行う。</p> <p>2 賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。</p> <p>3 賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）<u>ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号又は第6号に規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。</p> <p>4 第8条第3項及び第4項の規定は、前3項に規定する保険料について準用する。</p>
--	---

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条第2項の次に1項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市介護保険条例（以下「新条例」という。）第8条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 次の各号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、施行日から当該各号に定める日までに規定する日までの間は、行わないものとする。
 - (1) 新条例第6条第1項第1号ウに規定する介護予防・日常生活支援総合事業 平成29年3月31日
 - (2) 新条例第6条第1項第1号エに規定する事業のうち、法第115条の45第2項第4号に掲げる事業 平成30年3月31日
 - (3) 新条例第6条第1項第1号エに規定する事業のうち、法第115条の45第2項第6号に掲げる事業 平成30年3月31日

